

## ② 奥さん特例（配偶者の税額軽減）

配偶者は法定相続分、又は

**1億6000万円** までなら、相続税はかかりません。

4人家族で父が亡くなった場合、以下の割合になります。



- ① 「法定相続分まで」は相続税がかからない。つまり、円の大きさに制限がないから、仮に円全体が100億円なら、50億円まで母（配偶者）には税金がかからない。
- ② 法定相続分を超えても、「1億6000万円まで」は母に税金がかからない。

例えば、1億円の相続がある場合、

● 1億6000万円 > 1億円

- (1) **1億円** — 配偶者 (1/2) = 5000万円……非課税  
                   子供A (1/4) = 2500万円……課税  
                   子供B (1/4) = 2500万円……課税
- (2) **1億円** — 配偶者の特例 = 0円  
                   (1億6000万円までは税金がかからない)



奥さん特例もマイホーム特例も、期限内の分割と申告が要件です!

すなわち「仲よし家族」だけに認められています。

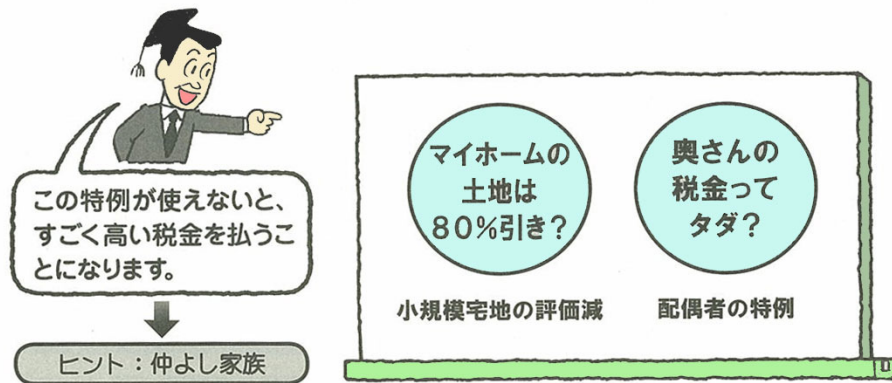


とどのつまりは「子育て」が大事だということです。

**「仲よし家族」と「しっかり子育て」こそ、究極の相続対策。**



## 相続税の2大特例って？



相続税には、「小規模宅地等の評価減」と「配偶者の税額軽減」という2つの大きな特例があります。イメージとしては「マイホーム特例」と「奥さん特例」と呼んだ方が分かりやすいかもしれません。納税者にとって非常に有利なもので、その適用を受けられるかどうかで、大きな差が出ます。

ただし、どちらも10カ月以内に遺産分割が整い、申告と納税を済ませることが条件です。ということは、自分勝手に非常識な要求をする相続人がいてもめたりすると、あっという間に10カ月が過ぎ、せっかくの特例を利用できなくなるということです。普段から家族が仲よくし、子供をきちんと育ててまともな大人にすることが、円満な相続会議を実現する最善の方法です。

### 1. マイホーム特例（小規模宅地の評価減）

特定の居住用宅地に該当すると、

240㎡まで80%引き！



2000万円  
で計算する  
ルール



他にも、

- 宅地200㎡までは50%引き
- 特定事業用宅地は400㎡までは80%引き

などなど、お得な特例なのですが……

※要件が複雑ですので、適用を検討する際は必ず専門家に相談しましょう。